

組合員の皆様へ

全国海運組合連合会
会長 小比加 恒久

暫定措置事業規程の改正案が認可されました。

皆様に長時間に亘ってご議論頂きました「28年度以降の建造等納付金単価」設定に係る暫定措置事業規程の改正案につきまして、平成25年12月10日付を以て国土交通大臣の認可を頂きました。

国交省殿を始め、財務省殿並びに公取委殿のご理解の下、暫定措置事業の収束を36年度と捉え、事業経営の長期的視点に立って28年度～36年度までの納付金単価を設定することが出来ました。

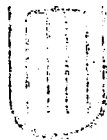
本件は、全海運の組合員各位にとっては今後の事業経営に大変重くのしかかる重要な問題であり、軽々に結論を出すことは出来ないとして、総連合会のご理解の下に貴重な時間を費やして議論を重ねたところでございます。

平成22年6月の行政刷新会議（閣議決定）に於ける「内航海運暫定措置事業の早期解消を図る」に始まってから今日に至る間、国交省内に設置された「内航海運代替建造対策検討会」の提言を受けた国交省による「内航海運暫定措置事業の今後について」の提示（納付金単価案）、総連合会からの修正申し入れ等を経て、漸く平成24年5月「暫定措置事業のあり方に係る具体的対応策」が総連合会と国交省殿との間で合意されました。その後、財務省殿の予算執行調査により何点かのご指摘を受け、修正を重ねた全海運案を総連合会案として取り纏めて頂きました。総連合会をはじめ、関係当局のご理解、ご協力に深く感謝申し上げます。

組合員各位には、今後の事業経営指針の参考として暫定措置事業規程を十分ご理解頂きますよう、お願い申し上げますと共に、今後とも全国海運組合連合会の事業運営に対しまして格別のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

組合員各位の今後益々のご繁栄をご祈念申し上げます。

※ なお、詳細につきましては、それぞれ加入されております海運組合にお問い合わせ下さるよう、お願い致します。



国海内第62号の2

認 可 書

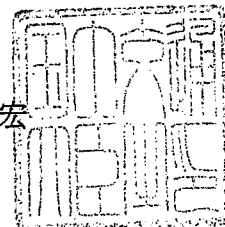
日本内航海運組合総連合会

会 長 上 野 孝 殿

平成25年11月22日付けで申請のあった内航海運暫定措置事業規程の一部改正については、内航海運組合法第12条第1項の規定により認可する。

平成25年12月10日

国土交通大臣 太 田 昭 宏



当 初 総 連 合 会 改 正 申 請 分

(平成28年度以降の建造等納付金単価)

第8条の二 平成28年度以降の建造等納付金単価は、次の通りとする。

船 種	区 分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
一般貨物船	① 環境性能基準A適合又はB適合+事業集約等	代替建造 30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	② 環境性能基準B適合	非代替建造 56,000	56,000	56,000	56,000	56,000
	③ 上記①～②以外のもの	代替建造 33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
油送船	① 環境性能基準A適合、B適合+事業集約等又は③+事業集約等	代替建造 56,000	56,000	56,000	56,000	56,000
	② 環境性能基準B適合	非代替建造 24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	③ 小型(200総トン未満)船	代替建造 26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
特殊貨物船	① 環境性能基準A適合、B適合+事業集約等又は③+事業集約等	代替建造 38,500	38,500	38,500	38,500	38,500
	② 環境性能基準B適合	非代替建造 24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	③ 砂利船(ガット船)	代替建造 26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
特殊貨物船 (非自走船舶)	① 代替建造+事業集約等	代替建造 38,500	38,500	38,500	38,500	38,500
	② 代替建造するもの	非代替建造 21,600	21,600	21,600	21,600	21,600
	③ 上記①～②以外のもの	代替建造 23,760	23,760	23,760	23,760	23,760
曳 船	① 代替建造+事業集約等	代替建造 3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	② 代替建造するもの	非代替建造 3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
	③ 上記①～②以外のもの	代替建造 5,600	5,600	5,600	5,600	5,600

公 取 指 摘 分

(平成28年度以降の建造等納付金単価)

第8条の二 平成28年度以降の建造等納付金単価は、次の通りとする。

船 種	区 分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
一般貨物船	① 環境性能基準A適合又はB適合+事業集約等	代替建造 30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	② 環境性能基準B適合	非代替建造 56,000	56,000	56,000	56,000	56,000
	③ 上記①～②以外のもの	代替建造 33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
油送船	① 環境性能基準A適合又はB適合+事業集約等	代替建造 56,000	56,000	56,000	56,000	56,000
	② 小型(200総トン未満)船	代替建造 24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	③ 環境性能基準B適合	非代替建造 26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
特殊貨物船	① 環境性能基準A適合又はB適合+事業集約等	代替建造 38,500	38,500	38,500	38,500	38,500
	② 砂利船(ガット船)+事業集約等	代替建造 24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	③ 環境性能基準B適合	非代替建造 26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
特殊貨物船 (非自走船舶)	① 環境性能基準A適合又は代替建造+事業集約等	代替建造 38,500	38,500	38,500	38,500	38,500
	② 環境性能基準A適合又はB適合+事業集約等	非代替建造 21,600	21,600	21,600	21,600	21,600
	③ 代替建造するもの	代替建造 23,760	23,760	23,760	23,760	23,760
曳 船	① 環境性能基準A適合又は代替建造+事業集約等	代替建造 3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	② 環境性能基準A適合又はB適合+事業集約等	非代替建造 3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
	③ 代替建造するもの	代替建造 5,600	5,600	5,600	5,600	5,600

船種	区分	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
		① 環境性能基準A適合又はB適合+事業集約等	30,000	30,000	30,000
一般貨物船	② 環境性能基準B適合	43,000	43,000	43,000	40,000
	③ 上記①～②以外のもの	33,000	33,000	33,000	43,000
	④ 上記①～②以外のもの	46,000	46,000	46,000	43,000
油送船	① 環境性能基準A適合、B適合+事業集約等又は③+事業集約等	56,000	56,000	56,000	56,000
	② 環境性能基準B適合	24,000	24,000	24,000	29,000
	③ 小型(200総トン未満)船	31,250	31,250	31,250	29,000
	④ 上記①～③以外のもの	26,400	26,400	26,400	31,400
特殊貨物船	① 環境性能基準A適合、B適合+事業集約等又は③+事業集約等	33,650	33,650	33,650	31,400
	② 環境性能基準B適合	26,400	26,400	26,400	31,400
	③ 砂利船(ガット船)	38,500	38,500	38,500	38,500
	④ 上記①～③以外のもの	24,000	24,000	24,000	29,000
特殊貨物船(非自走船舶)	① 代替建造+事業集約等	31,250	31,250	26,400	31,400
	② 代替建造するもの	33,650	33,650	33,650	31,400
	③ 上記①～②以外のもの	26,400	26,400	26,400	31,400
	④ 代替建造するもの	38,500	38,500	38,500	38,500
曳船	① 代替建造	21,600	21,600	21,600	24,600
	② 代替建造	23,760	23,760	23,760	26,760
	③ 上記①～②以外のもの	27,400	27,400	27,400	27,400

注：1) 環境性能基準A適合とは、CO2の排出量削減率が16%以上の「特に環境性能に優れた船舶」をいう。
2) 環境性能基準B適合とは、CO2の排出量削減率が12%以上の「環境性能に優れた船舶」をいう。
3) 事業集約等とは、理事会決定で定める事業集約等の要件を満たすものをいう。

船種	区分	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
		① 環境性能基準A適合又はB適合+事業集約等	30,000	30,000	30,000
一般貨物船	② 環境性能基準B適合	43,000	43,000	43,000	40,000
	③ 上記①～②以外のもの	33,000	33,000	33,000	43,000
	④ 上記①～②以外のもの	46,000	46,000	46,000	43,000
油送船	① 環境性能基準A適合、B適合+事業集約等又は③+事業集約等	56,000	56,000	56,000	56,000
	② 環境性能基準B適合	24,000	24,000	24,000	29,000
	③ 小型(200総トン未満)船	31,250	31,250	31,250	29,000
	④ 上記①～③以外のもの	26,400	26,400	26,400	31,400
特殊貨物船	① 環境性能基準A適合、B適合+事業集約等又は③+事業集約等	33,650	33,650	33,650	31,400
	② 環境性能基準B適合	26,400	26,400	26,400	31,400
	③ 砂利船(ガット船)	38,500	38,500	38,500	38,500
	④ 上記①～③以外のもの	24,000	24,000	24,000	29,000
特殊貨物船(非自走船舶)	① 代替建造+事業集約等	31,250	31,250	26,400	31,400
	② 代替建造するもの	33,650	33,650	33,650	31,400
	③ 上記①～②以外のもの	26,400	26,400	26,400	31,400
	④ 代替建造するもの	38,500	38,500	38,500	38,500
曳船	① 代替建造	21,600	21,600	21,600	24,600
	② 代替建造	24,500	24,500	24,500	24,600
	③ 上記①～②以外のもの	23,760	23,760	23,760	26,760
曳船	① 環境性能基準A適合又はB適合+事業集約等	26,660	26,660	26,660	26,760
	② 環境性能基準B適合	27,400	27,400	27,400	27,400
	③ 上記①～②以外のもの	3,000	3,000	3,000	4,000
	④ 代替建造するもの	3,300	3,300	3,300	4,300
曳船	① 環境性能基準A適合又はB適合+事業集約等	4,300	4,300	4,300	4,000
	② 環境性能基準B適合	3,300	3,300	3,300	4,300
	③ 上記①～②以外のもの	4,600	4,600	4,600	4,300
	④ 代替建造するもの	5,600	5,600	5,600	5,600

注：1) 環境性能基準A適合とは、CO2の排出量削減率が16%以上の「特に環境性能に優れた船舶」をいう。
2) 環境性能基準B適合とは、CO2の排出量削減率が12%以上の「環境性能に優れた船舶」をいう。
3) 事業集約等とは、理事会決定で定める事業集約等の要件を満たすものをいう。